

奈良県立医科大学「給与明細書袋」有料広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）が発行する給与明細書袋への広告の掲載及び募集について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載)

第2条 広告の掲載にあたっては、公立大学法人奈良県立医科大学広告掲載要綱に基づき行うものとする。

(広告の掲載位置及び仕様)

第3条 広告を掲載する位置は、給与明細書袋の表面又は裏面とする。

2 広告の仕様は、別紙「給与明細書袋」広告仕様書のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載された給与明細書袋の配付期間は、令和7年5月分（5月21日配付予定）から令和8年4月分（4月21日配付予定）とし、具体的な配付日時の予定は、下表のとおりとする。ただし、法人の事情により、配付期間が短縮される場合がある。

月	種類	配付日	配付予定枚数
令和7年5月分	給与	令和7年5月21日	3,100枚
令和7年6月分	給与	令和7年6月20日	3,100枚
	賞与	令和7年6月30日	2,200枚
令和7年7月分	給与	令和7年7月18日	3,100枚
令和7年8月分	給与	令和7年8月21日	3,100枚
令和7年9月分	給与	令和7年9月19日	3,100枚
令和7年10月分	給与	令和7年10月21日	3,100枚
令和7年11月分	給与	令和7年11月21日	3,100枚
令和7年12月分	賞与	令和7年12月10日	2,200枚
	給与	令和7年12月19日	3,200枚
令和8年1月分	給与	令和8年1月21日	3,100枚
令和8年2月分	給与	令和8年2月20日	3,000枚
令和8年3月分	給与	令和8年3月19日	3,000枚
令和8年4月分	給与	令和8年4月21日	3,200枚
(予備)			500枚

(広告の掲載単位期間、掲載方法及び掲載料)

第5条 広告の掲載単位期間及び当該期間にかかる掲載料は、下表のとおりとする。なお、前条ただし書の規定により配付期間が短縮された場合であっても、掲載料は返還しないものとする。

掲載単位期間	掲載方法	掲載料
1年分	第4条に規定する1年間、同一の広告原稿を掲載	1枚の場合 170,000円以上(消費税込)
		0.5枚の場合 100,000円以上(消費税込)

(同一の配付時期に複数の広告掲載申込があった場合の採用基準)

第6条 同一の配付時期に複数の広告掲載申込があった場合は、次の基準によるものとする。

- (1) 複数の申込があった場合は、申し込んだ掲載料の高いものを掲載
- (2) 掲載申込期間及び申込掲載料が同一の場合は、先の申込のあったものを掲載
- (3) 上記(1)(2)の規定により広告掲載申込が採用されなかった場合であって広告の掲載申込を行ったものが希望した時は、給与明細書袋の裏面に広告を掲載するものとする。この場合、掲載料は変更しないものとする。

(広告掲載申込み方法)

第7条 広告主が広告掲載の申込みをしようとするときは、令和7年3月19日（水）までに、有料広告掲載申込書（別記様式1）を法人に提出しなければならない。

(広告掲載決定までの手順)

第8条 法人は、前条の申込書の提出があったときは、広告申込内容について速やかに審査したうえで、当該審査結果を広告主に対し広告掲載決定通知書（別記様式2）又は広告不掲載決定通知書（別記様式3）にて通知するものとする。

(広告原稿の提出)

第9条 前条の規定による広告掲載決定通知書の送付を受けた広告主は、別途法人が指示する期日までに、広告原稿及び当該広告原稿にかかる電子データを、法人に提出しなければならない。

(広告主の責任)

第10条 掲載する広告の内容に関する全ての責任は、広告主が負うものとし、法人は一切責任を負わないものとする。

(広告掲載料の納入)

第11条 広告主は、最初の広告掲載の日から2週間以内に、法人が発行する納付書により掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 法人の都合により広告を掲載することができなくなったとき
- (2) 法人が正当な事由があると認めたとき

(広告掲載の取消し及び中止)

第13条 法人は、次の各号に該当する場合、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
 - (2) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合
- 2 第5条に規定する掲載単位期間が1年で広告掲載決定された広告主が広告掲載を中止しようとするときは、中止の日の1カ月前までに法人に申し出なければならない。この場合、法人の指示する金額を、違約金として法人に支払うものとする。

(広告掲載した給与明細書袋に過不足が生じた場合の取扱い)

第14条 配付対象職員の増加等の事由により、広告掲載決定した期間が満了するまでに印刷した給与明細書袋の配付が終了した場合は、配付が終了した時点で法人と広告主との間の広告掲載契約が満了したものとみなす。

2 配付対象職員の減少等の事由により、広告掲載決定した期間が満了した際に印刷した給与明細書袋に残が生じた場合は、広告掲載決定した期間が終了した時点で法人と広告主との間で、以後の取扱いについて協議するものとする。

(庶務)

第15条 この要領に定める手続きは、職員厚生室において処理する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月1日から施行する。